

【平成26年4月からの新制度 対応版】

はじめての印紙税と「実務Q & A」

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後には経済的利益があると推定されること及び文書を作成することによって取引事実が明確化し、法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求める租税です。

印紙税の課税文書は20種類に限定されていますが、経済活動は多種多様ですから、それに応じて作成される文書も多種多様であり、現実に作成される文書が印紙税の課税文書になるかどうかの判断には難しいものがあります。

最近では、従来は紙ベースであった契約書等が電子的に処理されることも多くなり、特に高額な取引では印紙税が大幅に節約されることもあります。

ここでは、平成25年度税制改正によって印紙税額の改正が行われましたので、その改正点（平成26年4月適用）も含めて、印紙税の基礎知識を確認するとともに実務上の取扱いをQ & A形式でチェックしていきます。

目 次

回 数	学習テーマ (ページ)
第 1 回	第 1 章 印紙税の基礎知識－総論 (P1～P8) ■ 1 課税文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1 ■ 2 納税義務の成立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1 ■ 3 納税義務者（課税文書の作成）・・・・・・・・・ P2 ■ 4 印紙税の納付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2 ■ 5 納税地（作成の場所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3 ■ 6 過怠税（印紙税を納付しなかった場合）・・・・・・ P3 ■ 7 印紙税の過誤納還付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5 ■ 8 収入印紙の交換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
	第 2 章 印紙税の基礎知識－主な課税文書 (P9～P18) ■ 1 契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9 ■ 2 記載金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12 ■ 3 不動産の譲渡等の契約書（第 1 号文書）・・・・・・ P15 ■ 4 請負に関する契約書（第 2 号文書）・・・・・・ P15 ■ 5 継続的取引の基本となる契約書・・・・・・・・・・ P17 （第 7 号文書） ■ 6 金銭または有価証券の受取書・・・・・・・・・・ P17 （第 17 号文書）
	第 3 章 印紙税の改正（平成 26 年 4 月適用） (P19～P20) ■ 1 領収証等に係る印紙税の非課税範囲の拡大・・・・ P19 ■ 2 不動産譲渡契約書等の印紙税額の軽減措置・・・・ P19
	第 4 章 印紙税の実務 Q & A (P21～P29) ■ 1 当事者が数人いる場合の収入印紙の消印・・・・ P21 ■ 2 記載金額における消費税等の取扱い・・・・ P21 ■ 3 外国で作成された契約書・・・・・・・・・・・・ P22 ■ 4 ファクシミリや電子メール送信の取扱い・・・・ P23 ■ 5 内容を変更する契約書・・・・・・・・・・・・ P23 ■ 6 遺産分割協議書・・・・・・・・・・・・ P24 ■ 7 駐車場の賃貸借契約書・・・・・・・・・・・・ P24 ■ 8 月額表示の場合の記載金額・・・・・・・・・・・・ P25 ■ 9 仮領収証に対する印紙税・・・・・・・・・・・・ P25 ■ 10 領収証を再交付する際の取扱い・・・・・・・・ P26 ■ 11 クレジット取引の領収証・・・・・・・・・・・・ P26 ■ 12 デビットカード取引の口座引落確認書・・・・ P27 ■ 13 社内の領収証・・・・・・・・・・・・ P27 ■ 14 貸付金の返済を受けた際の領収証・・・・ P28 ■ 15 身元保証書・・・・・・・・・・・・ P29

※ 巻末資料：印紙税額一覧表 P31、P32